

生きた条例となるための注意点

⑤ 「まちづくり」と言うあいまいな表現をしない

- 「まちづくり」の概念はあいまい。
地域社会の主体を行政主体とするのではなく、町民主体(自治)とすることが重要である。
政策転換をするための自治基本条例でなくてはならない。
ところが、「まちづくり」とあいまいな表現で、町政も地域社会も町民が主体だと位置づけたくても、そのことが、町民には認識がされない。したがって、相変わらず、地域社会は行政が主体でなければならぬ状況が続く。そこで、町政と地域社会を分離した概念を明確にする必要がある。

苫小牧市自治基本条例（協働の推進）

第7条 市は、市民と協働して**まちづくりにおける課題**の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重しなければならない。

● 条例では3パターンがある。

- ① 市政型 → 市政のみ条例の範囲 → 多治見市・下川町 → 地域社会を条例の対象としていない。
- ② まちづくり型 → 市政＋地域社会を丸ごと条例の範囲
→ 地域社会に自治が育たない → 自治体が先に在りきで、**地域社会は行政主導**になる。
→ 地域社会や協働があいまい。
→ 地域社会に自治がなく、行政依存の地域社会を脱却しようとして陥る場合がある。
- ③ 自治型 → 市政と地域社会の自治を区分した上で条例の範囲
→ 地域社会に自治がある → 地域社会が先に在り、地域社会の自治の一部を信託して自治体を作った。したがって、**地域社会は町民主体の自治**によって担われる。

地域社会(まちづくり)の扱い方の違い

